２　生徒指導関係

１　高校生活について

学校生活を快適に送るには、一人ひとりの人権の尊重が重要です。本校ではその主旨に沿って、いじめ等相手の人権を無視するような行動が発生しないように、職員一同一致協力して指導をしています。また、法に触れるような行動が発覚した場合は、厳しい指導で臨んでいます。しかし、現代の複雑な社会現象の中では、学校の指導だけでは限界があります。保護者の皆様との緊密な連携があってこそ、効果的な指導ができます。快適な高校生活を送れるよう保護者の皆さまの協力をお願いしています。

２　交通安全について

現代社会は車なしでは成り立ちません。本校でも生徒自らが交通安全に対する意識を高めるため、学校・保護者・地域が連携して交通安全指導を実施しています。また、本校においては定時制の生徒が勤労青年である事を考慮し、特別の事情がある場合、所定の手続きを経て車両通学を許可しています。許可の条件は以下のとおりです。

① 生徒本人の校内規則の遵守と安全運転の誓約
② 保護者の同意
③ 運転免許証の提示と写しの提出
④ 通学車両等の関係書類の写し
○ なお、詳しい事は入学後、該当者に連絡します。

車両通学の校内規則

（1）改造車両には乗らない。
（2）定められた場所に駐車・駐輪する。
（3）二輪車を利用する者は、必ずヘルメットを着用する。
（4）二輪車・普通車とも複数人乗りは禁止する。
（5）登・下校の通学路では、静かに安全走行する。
（6）運転に適した服装をする。
（7）盗難・破損等については、学校は責任を負いかねるので、各自が責任を持って管理する。
（8）保険に加入すること。
（9）二輪車・普通車の許可は一人１台までとする。同時に２台以上の車両登録の許可はできない。

以上の規則を守れない場合は、車両通学の許可を停止または取消等の処置をします。

※　自転車で通学をする者も安全運転を心がけてください。また、保険に加入すること。